

令和7年度事業計画

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

I 事業実施の基本方針

令和7年度は、第5期5年計画の4年目として、その基本方針である「被害者が、全国のどこにいても、いつでも（24時間365日）、求める支援が受けられ、被害者の声にこたえることのできる活動」という「目指す姿を実現する被害者支援体制の確立」のため、引き続き、次の諸施策に取り組み、加盟団体（以下、センターと表記）及び関係機関・団体と連携し諸事業を推進する。

- (1) 支援活動の質の向上を図る。
- (2) 相談員等、事務局員の意欲の向上を図る。
- (3) 組織体制の強化を図る。
- (4) 広報啓発活動の充実強化を図る。

II 事業の実施

1 協力及び共助に関する事業

(1) 中央機関としての機能強化

①ネットワークの10年ビジョンの振り返りと新10年ビジョン（仮称）策定

2016年9月に制定の「ネットワークの10年ビジョン」は、2025年度に10年目を迎える。「10年ビジョン」で掲げた目指す姿や重点施策等の成果と課題を振り返える。

企画部会を中心にプロジェクトを編成し、新10年ビジョン（仮称）を策定。2026年度に策定するネットワークの「第6期5年計画」の指針とする。

②ブロック事務局体制の強化

全国を6ブロックに分け、会議、研修等、各ブロック内の事務の効率的運営と、各ブロックの事務局長会議により各ブロックにおける被害者支援活動の問題提起と課題解決を図る。

地方における途切れない支援の提供体制の構築、デジタル化の推進、外国人被害者支援等に備えるセンターの体制整備への働きかけを実施する。

③全国事務局長等会議

センターの事務局長等による会議を開催し、組織改革の推進を図る。

④新任事務局長等研修

新任事務局長等を対象とした着任時研修を開催する。被害者支援の現状やセンター運営の基本を学ぶ。

(2) 財政基盤確立のための諸活動

① 財政基盤構築プロジェクトの推進

被害者支援やセンター運営の充実化に向けた預保納付金の有効な活用内容について検討し、センターへ提言する。

ネットワークとセンターの活動や犯罪被害者等への貢献等やネットワークが永続することの必要性を警察庁等へ訴え、国からの財政支援を求める。

② ネットワークとセンターの財政基盤構築を図る諸活動を実施し、企業、個人、団体、行政等に対する被害者支援のための協力を要請し、賛助会員の増加を図り、寄付型自動販売機の設置促進、ホンデリングの拡大等寄付金による支援の輪を拡大していく。

(3) 被害者緊急支援金の支給事業

平成 29 年 9 月公益財団法人日本財団の助成金を財源（夢の貯金箱及び贖罪寄付）とし、被害者等に対し緊急支援金の事業を開始した。そして、昨今の犯罪被害者等のおかれた現状に鑑み、より多くの被害者等に迅速的かつ効果的な支援を推進するため、令和 3 年 4 月日本財団の助成金を財源として「被害者緊急支援金資金」を創設した。引き続き、センターと連携し、事業の充実を図る。

(4) 被害者等カウンセリング支援事業

被害者等のカウンセリング等心理療法は、公費負担制度等により充実してきたところである。しかし、公費負担制度等を利用したが回復しないケース、回復したがその後カウンセリング等心理療法が必要となったケース、或いは公費負担制度等を利用できなかったケースに必要なカウンセリング支援が受けられるようセンターと連携し、被害者等の負担軽減を図る。

(5) 大規模事件・事故等への対応

① 広域・緊急支援チーム

センターからの支援要請により、広域的・緊急的事案への対応を図るチームを組織し、センターへ派遣する。

② センターとの連携と支援

過去に発生した大規模事件における都道府県警察とセンターとの支援並びに共同支援考察結果を踏まえ、大規模事件・事故等が発生した場合はセンターと連携して情報共有を図り、必要な支援を推進する。

(6) 電話相談事業

犯罪被害者等電話サポートセンターの事業の基盤である電話相談員の体制強化のため、近隣センターとの情報共有並びに積極的な採用活動を展開する。また、引き続き、センターとの連携や関係強化を図り、センターの補完として事業を推進する。

(7) 被害者支援情報管理業務の標準化とデジタル化の検討

現在、各センターは被害者支援情報を各々の情報管理規程に基づき、各々の方法やシステムで管理している。被害者支援情報管理業務の標準化とデジタル化を図ることにより管理項目の共通化や増大する情報の管理レベル、セキュリ

ティー・レベルの向上が期待できる。加えて被害者支援の施策の検討に必要な情報の集計や分析に係る業務の効率化、精度向上にも効果的である。

本年度は、各センターにおける被害者支援情報管理の現状を調査・分析し、ワークチームによる標準システムの企画と検証を行う。専任のシステム管理者が配置できないセンターでの利用を想定し、クラウドシステムの活用など運用面についても配慮することとする。

(8) 被害者支援募金活動

犯罪被害者週間を中心として募金活動を行い、被害者支援の輪を拡充していく。

(9) 表彰

犯罪被害者支援活動に尽力した個人・団体に対し、「全国犯罪被害者支援フォーラム」および「秋期全国研修会（全体会）」において表彰状等を授与して、その功労に報いるとともに、意欲の向上に努める。

また、ネットワークとセンターの犯罪被害者支援活動への協力及び貢献に対し、「全国犯罪被害者支援フォーラム」において個人・団体に感謝状を贈呈する。

(10) 犯罪被害者団体との連携

① 犯罪被害者団体主催行事への協力

犯罪被害者団体主催の全国大会の後援及び支援を行い、協力する。

② 犯罪被害者団体との交流

犯罪被害者団体との交流を図り、犯罪被害者等の実態把握に努める。

(11) 制度政策提言の活動

センターの要望・意見を集約し、中央組織として全国のセンターを代表し、国等に対し被害者等の支援に関する制度政策提言の活動を行う。

令和7年1月より「第5次犯罪被害者等基本計画」の策定が開始され、約1年間の検討の後、令和8年3月の閣議決定を経て、令和8年4月より施行される予定である。同基本計画策定・推進専門委員等会議に参加するネットワーク理事と連携し、犯罪被害者支援の実状や課題を訴えるとともに、被害者支援の充実化に向けた提言を行う。

2 情報の交換に関する事業

(1) ネットワークニュース発行

メールマガジン「ネットワークニュース」を毎月1回、センター等に発信し、被害者支援を巡る動き、センターや支援員の活動紹介、ネットワークのイベント・研修等の情報発信により、情報交換と情報共有に努めていく。

3 教育及び訓練に関する事業

(1) 秋期全国研修会

ネットワークが主管・主催する全国的な研修会を開催し、犯罪被害者支援の全国統一的な質の向上を図るとともに、一部の分科会を一般公開し啓蒙を図る。

(2) ブロック質の向上研修及びブロック支援活動責任者交流会議

犯罪被害者等の相談員・支援員を対象に、統一的プログラムによる研修を各ブロックごとに実施し、センターの相談員・支援員の質の向上と情報交換を図る。

ブロックごとに支援活動責任者による会議を開催し、各センターの被害者支援活動の現状や課題等を共有し、討議や意見交換を通して相互研鑽を図り、顔の見える関係づくりを行う。

(3) 課題研修

犯罪被害者支援の具体的な事例検討、相談経験交流を通じて、相談員・支援員の均等な質の向上を図ることを目的に、研修会を実施する。

(4) 支援活動責任者研修

センターの支援責任者等による研修を企画・開催し、支援責任者としての能力向上と相互啓発や活動の情報交換等による支援の強化を図る。

(5) 外国人被害者支援のための基礎研修

外国人被害者支援に関わる地方自治体の外国人相談窓口担当者、国際交流団体の担当者、通訳者等を対象とした犯罪被害者支援の基本を学ぶ、基礎研修を企画・開催する。対象者の所在が全国であるため、オンライン形式での開催とする。

(6) 経理事務担当者研修

センターの経理事務担当者による研修を開催し、公益法人や認定N P O法人会計の制度・基準など経理事務等において留意すべきことを学び、共有する。今回、アンケート結果等を参考に研修プログラムの充実化を図る。

令和7年4月より公益法人会計基準の変更が予定されており、新たな会計基準に関する理解を深めると共に、各センターの会計事務等に関する影響や対応について学ぶ。また、各センターの会計精度向上や業務の効率化の工夫・知恵を紹介するなど、相互研鑽と関係づくりの場としたい。

(7) N N V S 認定コーディネーターの育成と認定

広域・緊急支援チームの中核となるN N V S 認定コーディネーターの資格審査を実施し、認定した者に対して秋期全国研修会において認定証を授与する。

N N V S 認定コーディネーターの勉強会を開催し、さらなる知見・能力の向上や連帯感の醸成、新任コーディネーターの指導・育成を図る。

全ブロックに複数名のN N V S 認定コーディネーターを配置すべく、各ブロック所属のセンターと連携し、計画的なコーディネーターの創出に取り組む。

(8) N N V S 認定コーディネーターの派遣

N N V S 認定コーディネーターを全国研修会、質の向上研修、各センターの研修会等に講師等として派遣し、人材育成活動に関する助言・指導を行う。

(9) 春期全国研修会（コーディネーター研修）

多くの支援活動経験を持ち、将来にセンターの支援活動における中核となって後進の育成を担い、研修等の講師となるコーディネーター人材を育成する。

本研修において、自センターにおける支援のみならず、他センターと共同して支援を行い、助言・指導できる幅広い視点で活動できる人材を育成する。

⑩ 自助グループ支援の充実・強化

- ① ネットワークニュース、被害者支援ニュースを通じて啓発活動を実施する。
- ② 自助グループの無いセンターの状況を調査し、運営に関する課題等を確認する。各センターの実情に応じた立上げ促進に取組む。
- ③ 犯罪被害者等の回復のための自助グループを支援するファシリテーターの育成を目的とした研修を企画・運営する。

⑪ 「被害者支援テキスト」の改訂

現行のテキストは、平成30年（2018年）8月に改訂されたが、その後、現在に至るまで、犯罪被害者等や被害者支援を取り巻く環境の変化があった。そのため、被害者支援テキストの知識編・実践編の全章を見直し、新たな支援の追加やより充実した内容に改善する。なお、被害者支援テキスト（改訂版）は、センターや都道府県警察・県庁等の関係機関へ送付し、共有を図る。

4 調査及び研究に関する事業

（1）支援活動の実態調査

- ア) センターの前年度の活動状況を把握するための実態調査を実施する。
- イ) ワンストップを受託するセンターの実態調査

内閣府より、ワンストップ支援センターの業務を受託するセンターを対象に、運営状況（開設時間、要員体制や勤務条件、教育・訓練、支援に係る費用等）の実態調査を行い、より良い連携強化に努め、好事例については、共有を図る。

- ウ) 支援業務へのSNSやWebシステム活用の事例を調査し、共有を図る。
- エ) 地方における途切れない支援の提供体制の構築

警察庁が司令塔となり、令和6年4月に「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会の取りまとめ」が公開された。この中では、第1 犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割、第2 地方における途切れない支援の提供体制の構築、第3 地方における途切れない支援を実現するための社会資源の充実強化が示された。令和6年9月から、全国の都道府県、市区町村、都道府県警察、民間被害者支援団体を8ブロックに分け、「全国犯罪被害者等支援実務者会議」を開催された。

今後、この取りまとめに沿って、各地方において途切れない支援の提供体制の構築が進められるところである。支援体制の変化や充実化に向けた取組や課題などの実態調査を行い、犯罪被害者等にとってより充実した体制の実現に向けた提言や働きかけを行う。

（2）組織体制・予算等の調査

各センターの令和7年度の組織体制・予算、令和6年度の決算等を調査する。

（3）国際化への取組

- ア) 外国人被害者支援の充実

外国人に対する行政、団体等の窓口の調査を実施し、センターがすぐに活

用できるよう情報共有を図る。

また、外国人被害者支援におけるニーズへの対応や関係機関との連携についてワーキング・チームで検討を進める。

イ) 海外調査事業の実行

平成 28 年 2 月から 3 月にかけて、海外調査事業として、欧州における先進的な被害者支援の取組の実態を学ぶため、英国、ドイツを視察した。先回の視察から 10 年目を迎える第 5 期 5 年計画の期間中に、リニューアルされた海外の被害者支援の実態を把握し、日本における犯罪被害者支援活動の進展に役立てるべく計画を進める。

令和 6 年度は、調査チームを対象とした海外の犯罪被害者支援の実情の学習の成果として、訪問国をイギリスとフィンランドと定め、訪問時期・団体・機関・調査内容等を決定した。

令和 7 年度は 9 月 14 日から 9 月 21 日の期間に調査チームを派遣し、現地調査を実施し、その成果を報告書にまとめ、センターと関係機関と共有する。また、本調査結果を踏まえ、日本における犯罪被害者支援の進展や充実化に資する施策を検討し、今後の事業計画に反映する。

5 広報及び啓発に関する事業

(1) 全国犯罪被害者支援フォーラムの開催

全国犯罪被害者支援フォーラムを開催し、広く犯罪被害者等の方への理解促進と、犯罪被害者支援の重要性を啓発していく。

(2) アニュアルレポート等の作成

- ① ネットワークの令和 6 年度の事業活動を紹介する冊子等を作成する。
- ② ホームページの制作（コンテンツの追加）

(3) 被害者支援ニュースの発行

犯罪被害者支援に関する最新情報等を特集として取り上げ、年 3 回全国的に配付することによって情報提供と被害者支援の啓発を図る。

(4) 「手記集 犯罪被害者の声」作成

犯罪被害者や遺族・家族が、自身の被害体験について、センターから受けた支援を中心に綴った手記集を作成する。

(5) 犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座

ネットワークは、法科大学院に限定せず、大学の法学部や教育学部、心理学部、看護専門学校の学生等、将来行政、警察、教育、医療等の分野に携る者も対象とする「犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座」を開催し、社会啓発に努める。

本年度も継続して全国のセンターより紹介を受けた大学・大学院等を対象に事業展開を図る。

(6) S N S を活用した全国規模の広報活動

若い年代をメインターゲットとし、幅広い層に対し犯罪被害者支援活動や支援センターの認知度向上を促進する。加えて、各センターの広報活動との連動を図

り相乗効果を高める取組とする。

(7) 被害にあった子どもやその兄弟姉妹、遺族となった子どもへの支援

広報用パンフレット（A3二つ折り）を新規に作成し、小・中学校、高等学校、特別支援学校、義務教育学校に送付する。広報用パンフレットでは、ネットワーク制作の広報用動画やデジタルライブラリー、広報物等の紹介と被害者支援センターの支援内容や相談電話番号一覧を掲載し、周知徹底を図る。

小学生向け、中高生向けの犯罪被害者や被害者支援に関する既存のマンガ冊子とチラシを増刷し、学校等へのさらなる普及を図る。

(8) 外国人向け多言語リーフレットの整備

令和6年度に日本に在住の外国人に向けた、犯罪被害者や被害者支援及びセンターに関する説明した外国語リーフレットを制作し、HPで公開した。今後、対応言語を増やし、年々増えつつある在住外国人の犯罪被害者支援に備える。

(9) 犯罪被害者等支援条例制定・充実化への働きかけ

全国の犯罪被害者等条例制定の実態を調査・把握し、都道府県および市区町村の条例制定に向けて全国の支援センターと連携した取組を実施する。

また、本条例を根拠とした犯罪被害者支援に係る地方自治体の有効な制度や関係機関が連携する体制等に関連する好事例の共有を図り、その展開に取組む。

(10) メディア・マスコミ対応

被害者支援の認知度を高め、社会全体に対する被害者支援活動の広報を推進し、メディア・マスコミとの連携を促進する。

III 各種会議体

各種会議体の開催方法については、遠隔地より参加する方々の利便性や経費節約等を考慮して、Web会議システム（オンライン会議）等の活用を図る。

(1) 総会

会員であるセンターで構成し、ネットワークの最高意思決定を行う。

(2) 三役会議

事業進捗、理事会上程事項を決定する。

(3) 理事会

事業等の重要な事項について意思決定をする。

(4) 広報組織部会

広報啓発媒体の作成、全国犯罪被害者支援フォーラムの実施、組織強化・事業運営の課題解決にあたる。加えて、財政基盤の確立や条例整備に向けた施策を推進する。

(5) 研修・支援活動部会

各種研修と支援活動の企画立案、広域・緊急支援チームの事業推進、NNVS認定コーディネーターの認定等にあたる。

また、学ぶ意欲のある相談員等の知識・技術の向上のために、研修体系や受講条

件等の見直しや改善に取組む。

(6) 企画部会

全国犯罪被害者支援フォーラム等の企画立案を実施する。

以 上